

## 退学時の学費の納入について（お知らせ）

令和 5 年 4 月より退学時の学費の納入については、下記のとおりとなりますのでご承知おきくださいますようお願いいたします。

### 記

やむを得ない理由により学業を継続することができない時は、その理由書を添え保証人連署のうえ、退学願を所属学部事務室・短大事務室に提出し、学長の許可を得なければなりません。

なお、退学する場合には以下の点に留意して手続きをしてください。

(1) 退学を願い出ようとする場合には当該学期分の学費を納入していなければなりません。

ただし、学費の納入期限（春学期は 4 月末、秋学期は 10 月末）までに退学願を提出した場合は学費の納入は不要とします。

納入期限までに納入されていた場合で、春学期は 4 月中、秋学期は 10 月中に退学願を提出して事務室で受理された場合には学費を払い戻します。

なお、新入生については、4 月中に提出されても春学期の学費は払い戻しはしません。

(2) 特別の理由がある場合も学費の納入を不要としますので、所属学部事務室・短大事務室において確認してください。

(3) 退学の理由が疾病の場合は、医師の診断書を退学願に添付してください。

また、前項の特別の理由の場合には別途添付書類が必要となる場合もありますので、所属学部事務室・短大事務室において確認してください。

以上